

令和 4 年 7 月 15 日

**新型コロナウイルス患者数増加に伴う透析施設における対応と
透析患者の透析医療の確保についてのお願い**

公益社団法人 日本透析医会
新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループ
委員長 菊地 勘

平素より新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループの活動にご協力いただきありがとうございます。

令和 4 年 7 月 14 日付で厚生労働省健康局がん・疾病対策課、医政局地域医療計画課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部の連名で、都道府県衛生主管部(局)宛に事務連絡「オミクロン株の感染流行を踏まえた透析患者の適切な医療提供体制の確保について(再周知)」が発出されました。(別添)

オミクロン株の亜系統である BA. 5 株による第7波により、透析患者の新型コロナウイルス感染者数が急増しております。透析患者の適切な医療提供体制の確保に向けた取組について、要約いたしますと下記のように記載されております。なお、詳細は別添を必ずご確認ください。

1. 新型コロナウイルス治療薬の確保〔中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬(ラゲブリオ)〕
透析患者が新型コロナウイルスに感染した場合、重症化リスクを有していることから、それぞれの病態等に応じた適切な治療薬を、早期に投与する体制を確保することが重要である。
2. 感染した透析患者の受け入れ体制の確保
 - (1) 受入病床のさらなる確保
透析患者においては依然として重症化の危険が高く、感染拡大下において新型コロナウイルス感染症の治療が可能な透析病床の必要性が高まることから、さらなる病床確保への取組を御願います。
 - (2) 病床逼迫に伴い、やむを得ない場合の対応
感染した透析患者の受入病床のさらなる確保に取り組んでいただくことが前提であるが、外来維持透析施設において当該感染患者の透析を行うことも想定される。その際には、感染者と非感染者との時間的又は空間的な分離を行う等の外来維持透析施設における感染対策を徹底するとともに、各都道府県、外来維持透析施設及び受け入れ医療機関等とが緊密に連携し、当該感染患者の移送体制を確保するなど、総合的に対応ができるよう留意されたい。

委員長からのコメント：

新型コロナウイルスに感染した透析患者においては、重症化や致死率が高いことから、症状にかかわらず入院治療を原則としています。しかし、オミクロン株の亜系統である BA. 5 株の流行により感染者数が急増しており、入院が必要となる患者が増加しています。このため、都市部を中心に入院が困難になっている地域が複数あり、そのような地域では無症状者や軽症者の外来での透析継続が必要となっています。

外来維持透析を行う施設におきましては、感染患者および感染を疑う患者の入院が困難な場合、時間的または空間的隔離を行いながら外来透析を行うこと、また入院施設からの退院連絡があった場合は、速やかに受入れを頂きますようよろしくお願いします。

なお、今回の事務連絡においては、外来維持透析施設で感染患者の治療を行う場合の移送体制の確保を各自治体に要請しております。患者の移送については、地域の自治体との緊密な連携をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染対策合同委員会の調査から、ワクチン接種により透析患者の致死率が低下すること、感染者に対する中和抗体薬および経口抗ウイルス薬の投与により致死率が低下することが報告されています。現在行われているワクチン 4 回目接種の確実な施行と感染者への速やかな治療をよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 14 日

各 都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

オミクロン株の感染流行を踏まえた透析患者の
適切な医療提供体制の確保について（再周知）

平素より、透析患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の医療提供体制の確保に御尽力頂き、心より感謝申し上げます。

透析患者が感染した場合の対応については、「オミクロン株の感染流行を踏まえた透析患者の適切な医療提供体制の確保について」（令和 4 年 2 月 8 日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課ほか連名事務連絡）等においてお示したところです。

今般の感染拡大を踏まえ、これまでお示ししてきた透析患者の適切な医療提供体制の確保に向けた取組について、下記の通り、再周知を行うこととしましたので、関係機関とも連携の上で、改めて取組の徹底を御願いたします。

なお、本事務連絡と同内容を日本透析医会、日本透析医学会及び日本腎臓学会にもお示ししておりますので、各都道府県におかれましては、関係学会と一層の連携の上、新型コロナウイルス感染症に感染した透析患者の医療提供体制の確保について、御対応頂きますよう改めて御願申し上げます。

【照会先】

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
電 話：03-3595-2192
FAX：03-3595-2193
担 当：原・知野見

記

1 新型コロナウイルス治療薬の確保（中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ））

透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化リスクを有していることから、それぞれの病態等に応じた適切な治療薬を、早期に投与する体制を確保することが重要である。そのため、透析患者を診療する医療機関においては、予め各治療薬の登録センター等に登録頂くことが望ましいため、積極的な登録をお願いする。なお、処方された薬剤を対応薬局からの配送で患者に届ける場合においても、迅速な投薬を可能とするため、対応薬局を予め把握しておく等積極的な対応をお願いする。

また、予め治療薬の一定数の在庫の配置を認める医療機関については、在庫を有効活用する観点から、原則として、都道府県が作成するリストへの掲載に協力いただけることを前提に行うこととしている。なお、在庫配置の希望はしないが、都度発注または院外処方で薬剤の配分を希望する医療機関については、上記リストへの掲載を要しない。原則、発注後1～2日程度（日曜祝日を除く）で、配送に協力する医薬品卸から当該治療薬が医療機関に納付されることとなっているので、御活用いただきたい。詳細については、以下の（参考）に示す事務連絡及びその改正版をご参照されたい。

（参考）

- ・新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について（令和3年7月20日付け令和4年7月1日一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000959634.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について（令和3年12月24日付け令和4年7月1日一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000959636.pdf>

2 感染した透析患者の受け入れ体制の確保

(1) 受入病床のさらなる確保

各都道府県においては、新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会に透析医療の専門家等を参画させ、透析患者が新型コロナウイルスに感染し、入院治療が必要となった場合や新型コロナウイルス感染症が重症化した場合を想定し、透析治療を行うことができる新型コロナウイルス感染症の入院患者、重症患者受入医療機関の設定を行うなど病床の確保に努めていただいている。オミクロン株では軽症例も多く報告される一方、透析患者においては依然として重症化の危険が高く、感染拡大下において新型コロナウイルス感染症の治療が可能な透析病床の必要性が高まることから、さらなる病床確保への取組を御願います。

また、透析患者の病院搬送が必要となった場合を想定し、都道府県の新型コロナウイルス感染症に係る調整本部等においては、各都道府県の透析治療における専門家と連携し、当該患者の搬送調整を実施されたい。その際、入院患者の重症化リスクに応じた受入調整等により、効率的な病床運用が可能となるよう、あらかじめ運用ルール等を決めておくことが望ましい。なお、東京都における受け入れ体制構築に関する資料（別添1～3）も、適宜、参考にされたい。

また、各都道府県においては、日本透析医会、日本透析医学会、日本腎臓学会から発出される情報を参考にされたい。

(参考)

- ・新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について（令和2年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622010.pdf>

- ・透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の入院調整について（再周知）（令和3年8月13日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895729.pdf>

(2) 病床逼迫に伴い、やむを得ない場合の対応

今般、新型コロナウイルス感染症患者数の増加により、透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した際の入院調整が難航する事例が報告されている。上記（1）に示したとおり、まずは、感染した透析患者の受入病床の

さらなる確保に取り組んでいただくことが前提であるが、病床逼迫に伴ってやむを得ず、軽症患者や快方に向かっている透析患者について、療養解除となる発症後10日を待たずに転院または退院させ、その後の療養を後方支援病院、自宅、高齢者施設、宿泊療養施設等で実施することも考えられる。そのような場合には外来維持透析施設において当該感染患者の透析を行うことも想定される。その場合、当該感染患者が外来維持透析施設に通院することとなるが、感染者と非感染者との時間的又は空間的な分離を行う等の外来維持透析施設における感染対策を徹底するとともに、各都道府県、外来維持透析施設及び受け入れ医療機関等とが緊密に連携し、当該感染患者の移送体制を確保するなど、総合的に対応ができるよう留意されたい。

(参考)

- ・オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化について(令和4年2月8日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000894894.pdf>

以上

3 福保感事第 5 5 1 4 号

3 福保保疾第 1 9 1 2 号

3 福保医政第 2 0 3 6 号

令和 4 年 2 月 4 日

都内透析医療機関 管理者 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

武 田 康 弘

(公印省略)

東京都福祉保健局保健政策部長

成 田 友 代

(公印省略)

東京都福祉保健局医療政策部長 事務取扱

福祉保健局理事 矢 沢 知 子

(公印省略)

新型コロナウイルスに感染した透析患者の診療体制の確保について（協力依頼）

日頃より東京都における新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに感染した透析患者（以下「コロナ陽性透析患者」という。）への医療については、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい可能性があることを踏まえ、原則入院治療で対応することとなっております。

しかし現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が急増し、陽性者の受入れ可能な医療機関での入院が一層困難な状況となっており、コロナ陽性透析患者の重症度に応じて外来維持透析を実施せざる得ない状況です。

この度、やむを得ず自宅待機となっているコロナ陽性透析患者の外来維持透析を継続するため、透析医療機関と透析患者との搬送手段を確保いたしました。

都内透析医療機関におかれましては、コロナ陽性透析患者の受入れや院内における感染対策の徹底等に取り組んでいただいているところですが、東京都新型コロナ透析患者搬送受付を御活用いただきながら、下記のとおり透析医療の確保に御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 重症度に応じた透析医療の実施について

別紙1「コロナ陽性透析患者の初療判断目安」を参考に、無症状又は軽症のコロナ陽性透析患者については、かかりつけ透析医療機関での外来維持透析を実施いただくよう、お願いいたします。

2 東京都新型コロナ透析患者搬送受付の運用開始について

コロナ陽性透析患者の外来維持透析を実施するにあたり、保健所を経由せずコロナ陽性透析患者の搬送を申し込む窓口「東京都新型コロナ透析患者搬送受付」の運用を開始することとなりました。

申込みにあたっては、別紙2「維持透析医療機関への患者搬送の流れ」により、東京都新型コロナ透析搬送受付に電話又はメールにてお申込みください。

なお、当該受付で対応できない時間帯の搬送、当日中に調整が必要な搬送、乗降に介助が必要なコロナ陽性透析患者の搬送については、これまでどおり、患者所在地の保健所に御相談くださいますよう、お願いいたします。

○ 東京都新型コロナ透析搬送受付（土日祝日も運営）

- ・ 電話受付時間 : 午前9時～午後5時
- ・ メール受付時間 : 24時間
- ・ 申込み〆切 : 搬送日前日の午後1時

○ 基本搬送時間：午前9時～午後8時（月曜日～日曜日）

○ 運用開始日時：令和4年2月5日（土曜日）午前9時

コロナ陽性透析患者の初療判断目安

別添2

重症度 (診療の手引き)	酸素飽和度	自立度	中和抗体薬 の適用	療養先	申込み先
無症状＊１	≧96%	自立	×	自宅（外来透析）	維持透析医療機関⇒保健所 都庁搬送窓口(予定)
		要介助		入院	保健所⇒入院調整本部
軽症＊１		自立＊２	○	自宅（外来透析）	維持透析医療機関⇒保健所 都庁搬送窓口(予定)
				酸ステ赤羽	保健所⇒酸ステ赤羽
		要介助	○	入院	保健所⇒入院調整本部
中等症Ⅰ		93<SpO2<96%	不問	○	入院
中等症Ⅱ	≦93%	不問	×	入院	保健所⇒入院調整本部
重症		不問	×	入院	保健所⇒入院調整本部

*1 透析以外にコントロール不良な重症化リスクがある場合は入院調整も検討

*2 外来透析が困難な場合は酸ステ赤羽での療養

維持透析医療機関への患者搬送の流れ

